

保護者の皆様

八王子市教育委員会
第七中学校長

令和7年度(2025年度)八王子市教育委員会表彰について(お知らせ)

八王子市教育委員会では、市立小学校、中学校及び義務教育学校在籍の児童生徒について、他の模範となる行為や表彰することが適当であると認める成績や行為に対して、八王子市教育委員会表彰規程第3条に基づき、表彰を行っています。推薦にあたっては保護者の方々に直接推薦フォームに御入力いただいておりますので、以下のとおり、御対応のほど、どうぞよろしくお願ひいたします。

1 表彰対象期間

令和7年(2025年)1月1日から同年12月31日

これまで年度区切りから変更となっておりますので御注意ください。

(※令和8年1月1日から同年3月31日の実績については、来年度の表彰対象となります)

■今後のスケジュールのイメージ

令和7年											
1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
令和7年度表彰 事績対象期間 令和7年1月1日から令和7年12月31日											
1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
令和7年度 推薦〆切	被表彰者 決定	令和7年度 表彰式典									
令和8年度表彰 事績対象期間 令和8年1月1日から令和8年12月31日											
1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
令和8年度 推薦〆切	被表彰者 決定	令和8年度 表彰式典									
令和9年度表彰 事績対象期間 令和9年1月1日から令和9年12月31日											
1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
令和8年度 推薦〆切	被表彰者 決定	令和8年度 表彰式典									

■注意

令和7年1月1日から同年3月31日の実績であっても、令和6年度(2024年度)八王子市教育委員会表彰(本表彰及び追加表彰)すでに表彰を受けている場合は対象外となりますので御注意ください。

2 表彰対象者

- 市立小学校、中学校及び義務教育学校に在籍する児童、生徒
- 八王子市に所在する公私の団体のうち、中学生又は小学生(義務教育学校や中等教育学校〔前期課程〕の児童・生徒を含む)で構成されたもの

3 表彰対象

(1)体育・演奏 部門

サッカー、野球、柔道などのスポーツ及び、吹奏楽、ピアノ、ヴァイオリンなどの音楽等他選手(他団体)と競うことで勝敗が決まるもの

(2)製作 部門

絵画コンテスト、作文コンクールなどの作品を制作し、優劣が決められるもの

(3)ボランティア／善行 部門

人命救助やボランティア活動など他の模範となる行為を行ったもの

4 推薦締切

令和8年(2026年)1月14日(水)

5 推薦フォーム

(1)体育・演奏 部門	(2)製作 部門	(3)発明等／伝統文化の継承／ボランティア／善行 部門
https://logoform.jp/form/iapr/1279618	https://logoform.jp/form/iapr/1210344	https://logoform.jp/form/iapr/1222926
		

6 その他 よくある質問

＜同じ種目について、期間を開けずに再度表彰されることはありますか。＞

→はい、同一種別が数年にわたり連続で表彰されることはあります。

一度表彰を受けたことを理由に一定期間表彰を受けられない等の制限はありません。これは同一種目であっても同じです。

(例)令和6年度に柔道大会全国優勝を理由に表彰された児童生徒が翌年令和7年にも柔道大会全国優勝したら、同じ種目(柔道)で2年連続表彰されます。

＜同一年度内に異種目・複数大会で結果を残した場合、その事績毎に表彰を受けられますか。＞

→いいえ、基本的に、同一年度内における表彰は一人につき1回となります。

本表彰は、各行為の結果そのものを称えるものではなく、児童生徒が、何らかの行為に真摯に取り組む姿勢を称えるものため、基本的に児童生徒1人に対して表彰は年度中1回となります。

(例)柔道大会とピアノコンクールでそれぞれ全国1位になった場合でも表彰は1回(それぞれの功績をたたえるのではなく、結果を得るために地道に努力した児童生徒本人を称える表彰のため)

問合せ

学校教育部 教育総務課 総務担当

620-7323